



# Aoba NEWSLETTER

## Vol. 81

2020年11月9日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

<b>深セン市制定の個人破産条例</b> .....	<b>4</b>
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	5
【法規リンク】.....	7
<b>外資企業のハイテク企業認定に対する指導とサービス強化に関する通知</b> .....	<b>8</b>
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
【法規リンク】.....	9
<b>国务院弁公庁 対外貿易、外商投資をより安定させる作業についての意見</b> .....	<b>10</b>
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【影響】.....	17
【法規リンク】.....	17
<b>民間ローン新規定の解説</b> .....	<b>18</b>
【背景】.....	18
【影響】.....	18
【主要内容】.....	18
【法規リンク】.....	19
<b>商務部発行のサービス貿易のイノベーション発展の全面的改善の全体方案に関する通知</b> .....	<b>20</b>
【背景】.....	20
【影響】.....	20
【主要内容】.....	20
【法規リンク】.....	22

# 深セン市制定の個人破産条例

## 【背景】

「深セン経済特区個人破産条例」(以下は「条例」という)は2020年8月26日にて深セン市第6回人民代表大会常務委員会第44回会議に決議され、2021年3月1日より施行される。中国において初めての個人破産制度に関する地方性法規となる。

## 【影響】

### 一、国としての破産制度を模索し、完備させる

まず、「条例」は率先して企業や個人事業主など市場主体における救済制度の空白を補填し、個人レベルにおける市場主体からの退出メカニズムをさらに完備させる。第二に、「条例」は、金融リスクを防ぐための長期的な方法であり、市場の主体が負うべきリスクの責任を効果的に明確にすることによって、苦境の主体の適時債務整理メカニズムの導入を奨励し、信用連鎖反応を制御することを目的とする。

### 二、破産制度は個人保護に対する役割を果たし、公民の基本権利を維持・保障する

個人破産制度の長期欠落は、①個人事業主体が企業と同等の破産保護の取得困難を引き起こし、また、②企業家が個人担保責任を負うことによって、企業経営において無限責任を負うことになり、現代企業の有限責任制度が実現を不可能にしている。「条例」は、さらに個人主体に対する司法救済と保護メカニズムを改善し、「誠実かつ不幸」な債務者に債務危機の後続保障を提供し、債務が基本的な生存活動へ影響することを防止する。多角的に個人の基本権益を保護し、公正競争制度の充実を達成させる。

### 三、市場のビジネス環境をさらに最適化する

個人破産制度の確立を模索することによって、個人の起業家を不安から解放し、より多くの人々のイノベーション起業を促し、社会経済に新たな活力と発展のモチベーションを与える。「イノベーションを奨励し、失敗を許容する」という概念を広め、イノベーション起業を深センの経済発展の最も根本的な推進力とする。

## 【主要内容】

### 一、適用主体

深セン経済特区に居住し、且つ深セン社会保険の加入期間が連続で3年以上の自然人であり、生産経営、生活消費が原因で、債務弁済能力の喪失または債務弁済には資産不足の場合、破産清算、再編または和解を申請することができる。

単独または共同で、50 万元以上の弁済期限到達している債権を持つ債権者は、その債務者に対して人民法院に債務者の破産清算申し立てをすることができる。

### 二、破産手続き

「条例」に規定された破産手続きは、破産清算、再編、和解の3種に分かれる。

破産清算、すなわち債務者は破産清算手続を通じて、法により保留できる財産を除き、すべての財産を債権者に分配し債務を弁済する。審査期間を経て、行為制限を遵守し、破産詐欺行為のない債務者は、法により未弁済債務を免除することができる。

再編、すなわち債務者が将来に予想できる収入がある場合、債務清算と経済再生を実現するために、合理的かつ合法的な再編計画案を提出し、人民法院の承認を経て債務者が実行する。

和解、すなわち債務者は法定外和解または法廷内和解を通じて、債権に関して自発的に債務減免と弁済について和解協議に達し、人民法院は法定の手順に従って和解協議の形式及び実質的な合法性審査を行った後、和解協議の効力を認め、債務清算を実現する。

### 三、破産手続に入った債務者に対する行為制限

「条例」は主に3つの方面から債務者の行為を制限する。

(一)消費行為を制限する。「最高人民法院による被執行者の高消費の制限に関する若干の規定」に基づき、8つの消費禁止行為を規定している。

(二)就業資格制限。人民法院が債務者の破産を宣告した日から本条例に基づき債務者の未弁済債務が免除される日まで、債務者は上場企業、

非上場公開会社及び金融機関の取締役、監事及び高級管理者の職務に就任してはならない。

(三)貸付限度額を制限。破産手続に入った後、債務者が千元以上を借りる、または同等のクレジット限度額を申請する場合、貸与者または与信者に本人の破産状況を宣言しなければならない。

#### 四、保留できる財産

「条例」では、債務者の行為を制限するとともに、財産の種類を規定した上、上限額を設定することができる。債務者及び扶養者の生活、勉強、医療の必需品と合理的な費用、及び債務者の職業発展のために保留しなければならない物品と合理的な費用に関する限度額は深セン市中級人民法院が別途上限額を制定する。勲章またはその他の栄誉を表彰するもの、債務者専用の人身損害賠償金、社会保険金及び最低生活保障金を除いて、保留できる財産の総価値は20万元を超えないものとする。

#### 五、審査期間

人民法院が債務者が破産を宣告した日から本条例に基づき債務者の未弁済債務が免除される日までの期間は、債務者の未弁済債務を免除するための審査期間とされる。審査期間において、債務者は人民法院が定めた制限行為決定に規定された義務を引き続き履行し、「条例」に規定された債務者の他の義務を履行しなければならない。「条例」に規定された審査期間は3年間であり、規定に違反した場合、人民法院は審査期限を延長することができるが、2年を超えてはならない。

#### 六、破産詐欺の処理

「条例」は、個人破産登記制度を作り上げる際、適時、正確に個人破産重大事項を記録し、且つ法により個人破産関連情報を社会に公開することを規定している。人民法院が破産申請を審理する時、申請者が財産の移転、債務の悪意逃避、他人の信用の損害などの不当な目的に基づき破産申請をした、または虚偽の陳述、虚偽の証拠の提供などの破産手続妨害行為があったと判明した場合、人民法院は破産申請を受理せず、すでに受理した場合は申請を却下する。債権者又はその他の利害関係者がいかなる時に、債務者が詐欺手段を通じて未弁済債務の免除を獲得したことを発見した場合、人民法院に未弁済債務の免除を撤回するよう請求することができる。「条例」第167条に規定された行為があった場合、人民法院が訓告、勾引、罰金または拘留の処分を与えることができ、犯罪を

構成した場合、法により刑事責任を追及することができる。

## 七、破産事務管理

「条例」では、破産事務管理部門を設立し、破産処理中の行政事務を担当することを規定している。①管理者資質の確定、管理者名簿の作成、管理者の選任の提出、②管理者の職責履行の管理・監督、③破産事務に関するコンサルティング及び援助の提供、④破産詐欺及び関連違法行為に対する調査の協力、⑤破産情報登録及び情報公開制度の実施、⑥政府の各関連部門による破産手続における協働メカニズムの設立と改善などが含まれる。

破産事務管理部門の認可を得た後、破産管理人は弁護士、公認会計士及びその他法律、会計、金融などの専門資格を有する個人又は関連仲介サービス機構より担当することができる。管理者の職責には、①債務者及び扶養者、雇用者の基本状況の調査・検証、②債務者の財産状況に関する財産リスト・証憑及び債権債務明細などの資料の接收管理、③債務者の破産財産配分案の立案、④再編または和解協議の執行の管理・監督・協力、⑤債務者の審査期間における行為の管理・監督等が含まれる。

### 【法規リンク】

「深セン経済特区個人破産条例」

深セン市第6回人民代表大会常務委員会公告第208号

[http://www.szrd.gov.cn/szrd\\_zyfb/szrd\\_zyfb\\_cwhgb/202009/t20200901\\_19315925.htm](http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_cwhgb/202009/t20200901_19315925.htm)

# 外資企業のハイテク企業認定に対する指導と サービス強化に関する通知

## 【背景】

党中央、国務院の外資企業に係る政策決定部署の利用を高め、科技部門への関連作業要求を実行するため、外資企業のハイテク企業認定に対する指導とサービスを強化する。それにより、外資のハイテク企業の安定した健全な発展を推進する。科技部火炬センターは2020年7月7日に「外資企業のハイテク企業認定に対する指導とサービス強化に関する通知」を発行した。

## 【影響】

広東省は外資企業が活発な地区の1つであり、本「通知」の発行と実行は、外資企業のハイテク企業政策に対する理解と科技イノベーションへの信念を深め、条件に合致する外資企業がハイテク企業認定へ申請することを奨励し、ハイテク産業が持つ重要意義に対して外資企業によるより多くの投資を導くものとなる。

## 【主要内容】

### 一、サービス向上、良好な発展環境の形成

引き続き「放管服<sup>1</sup>」改革を向上させ、市場活力を以って出発点とし、また公開された見通しの良い外商投資環境の形成を以って着眼点とすることで、外資企業に対するハイテク企業認定の指導とサービスを向上させ、外資ハイテク企業団の安定と外資企業によるより多くのハイテク産業へ投資を導く。

---

<sup>1</sup>「放管服」とは、政府機構の簡易化、権利の開放、政府職能、審査制度の改革のための重大方針、サービスの最適化などの略称。「放」は政府機構の簡易化と権利の開放を表し、敷居を低くする。「管」は新しい監督管理を表し、公平競争を促進する。「服」は高効率のサービスを表し、利便化された環境を作る。2018年8月2日公安部は9月1日前に公安交管の「放管服」を全面遂行するとした。2018年11月29日より公安部は治安管理においてより一層の「放管服」改革を実施。企業の経済的負担を軽くし、企業の手続き証明材料を削減、企業内部の安全フォローアップ制度を設立させ、企業集団が起業するのに更なる利便化を図る。



## 二、政策宣伝の強化と政策の確実な実施の推進

外資企業に対するハイテク企業政策の宣伝と研修への注力を強化し、オン・オフラインのプラットフォーム利用してハイテク企業政策に関する演説、質疑応答などのサービスを提供する。特に疫病の予防・抑止に係る企業には重きを置き、条件に合致する外資企業のハイテク企業申請をより奨励する。外資企業のハイテク企業政策にまつわる情報の適時認知と確実な実行の実現を推進する。

## 三、利便化水準、サービスの質と効率の向上

インターネットのスピード感のある、利便化された管理体系を構築し、並びに管理フローの最適化、サービス体系の完備、ハイテク企業認定に申請する外資企業の動向情報と分析を強化し、ハイテク企業認定管理作業のサービスの質と効率をより向上させる。

## 四、調査研究の強化と企業の困難解決サポート

外資ハイテク企業の実行状況における追跡評価を強化し、外資ハイテク企業が直面する新たな形勢、特徴、挑戦を分析し、関連政策措置を完備、リソースのアレンジへ注力し、確実な措置を推進することで、外資ハイテク企業の疫病の予防・抑止問題、操業再開と生産再開中に発生する問題の解決を積極的にサポートする。

### 【法規リンク】

《外資企業のハイテク企業認定に対する指導とサービス強化に関する通知》

<http://www.chinatorch.org.cn/kjb/tzgg/202007/687f7fe1fb554ffca065405d3ad58ff9.shtml>

# 国務院弁公庁 対外貿易、外商投資をより安定させる 作業についての意見

## 【背景】

現在、国際的にもなお疫病が蔓延しており、世界経済は深刻に衰退している。中国の対外貿易、外商投資は複雑で厳しい状況に直面している。その状況に対し、国務院弁公庁は以下の意見を出している。

## 【影響】

習近平総書記が掲げる対外貿易、外資基盤を安定させる重要な指示精神を深く貫き、党中央、国務院の政策決定配置を徹底する。「六穩」<sup>2</sup>の実施を確実にし、「六保」<sup>3</sup>の任務実行を徹底し、対外貿易、外商投資を安定させる措置を更に強化することで、対外貿易の主体を安定させ、産業チェーン、サプライチェーンを安定させる。中国の対外貿易、外商投資の回復と発展を促進する。

## 【主要内容】

1、輸出信用保険のその役割発揮を改善する。	
担当部門	財政部、商務部、中国銀行保険監督管理委員会、中国輸出信用保険会社
	中国輸出信用保険会社は、リスクコントロール可能という前提で、出荷前に注文がキャンセルされるリスクに対して積極的に保障する。2020 年年末までに、中国輸出

<sup>2</sup> 「六穩」とは、安定した就業、安定した金融、安定した対外貿易、安定した外商投資、安定した投資、安定した予期の6つの安定を指す。

<sup>3</sup> 「六保」とは、居民就業の保障、基本民生の保障、市場主体の継続性の保障、糧食エネルギーの安全性の保障、産業チェーン、サプライチェーンの安定性の保障、基層運営の保障を指す。

	信用保険会社は対外貿易企業の申請に基づき、短期保険の支払期限の変更、若しくは払込猶予期間、損失処理期限の延長等を合理的に行うことができる
<b>2、条件が整う場合「信用保険＋担保」の融資モデルをコピー、若しくは拡大を支持する。</b>	
担当部門	各地方人民政府、財政部、商務部、中国銀行保険監督管理委員会、中国輸出信用保険会社
	条件が整う場所では、政府性融資担保機構がリスク分担に参入することを支持。輸出信用保険の賠償額以外の貸付元金に対し、一定割合で担保することを奨励する。商業銀行が「信用保険＋担保」の条件下で、貸付利率を合理的に確定することを奨励する。
<b>3、多様な方法による対外貿易企業の融資における信用度の向上を支持する。</b>	
担当部門	各地方人民政府、財政部、商務部、人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会
	国家融資担保基金及び地方政府性融資担保機構の役割を十分に発揮し、対外貿易分野における融資リスクの分担に参入。各種金融機関が小・零細対外貿易企業の融資へのサポートを強化することを支持、誘導する。
担当部門	各地方人民政府、商務部、中国銀行保険監督管理委員会
	銀行機構が内部リスク管理要求を満たし、質の高い対外貿易類サービスプラットフォームと協力することで、貿易関連情報と資産等への信用評価サービスを獲得し、貿易背景の真実性審査を最適化し、対外貿易企業により良いサービスを提供することを奨励する。

<b>4、中小零細対外貿易企業への輸出に対する銀行貸付の投入額をさらに拡大する。</b>	
担当 部門	各地方人民政府、財政部、商務部、人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、輸出入銀行
	金融支援の役割をより良く発揮し、中小零細対外貿易企業への銀行貸付の投入額をさらに拡大し、融資難易度、融資手数料を引き下げる。
<b>5、貿易の新しい業態の発展を支持する。条件の揃う市場の仕入れ貿易方式のテスト場所を新たに増加することを推進する。また、全国の総テストポイントを30か所ぐらまで拡大し、中小零細企業の輸出を促進することを目指す。</b>	
担当 部門	商務部が先頭を切り、各地方人民政府、発展改革委員会、財政部、税関総署、税務総局、市場監督総局、外貨局
	対外経済貿易発展特別資金、サービス貿易イノベーション発展指導基金などの既存のルートを活用し、クロスボーダーECプラットフォーム、クロスボーダー物流の発展及び海外倉庫の建設などを支持する。輸出入銀行、中国輸出信用保険会社など各種金融機関が、リスクコントロール可能であることを前提として、海外倉庫の建設に対して積極的に支持することを奨励する。
担当 部門	商務部が先頭を切り財政部、中国銀行保険監督管理委員会、輸出入銀行、中国輸出信用保険公司
	対外貿易総合サービス企業に対する税金還付代行の管理方法を徹底させ、税金還付サービスを常に改善し、税金還付を常にスピード感を持って行う。より多くの認証基準に合致する対外貿易総合サービス企業を税関による「認証された経営者」(AEO)とするため、対外貿易総合サービス

	企業に対する信用面での育成を強化する。
<b>6、加工貿易区域の移転を徐々に誘導する。条件が適合する場合、現地の実況を考慮した上、基金等の方式を通じて加工貿易区域の移転を支援することを奨励する。</b>	
担当部門	各地方人民政府、財務部、商務部
	東部と中西部の一部、東北地区で共同建設の加工貿易産業園區を建設する。中国加工貿易商品博覧会などのプラットフォームを活用し、産業移転期間をつなぐメカニズムを完備させる。中西部、東北地区の強みを発揮し、労働力集約型対外貿易産業の受入れ先となることを奨励する。
<b>7、労働集約型企业へのサポートを強化する。</b>	
担当部門	各地方人民政府、発展改革委員会、工業と情報化部門、財務部、人力資源社会保障部、商務部、人民銀行、税務総局、中国銀行保険監督管理委員会、輸出入銀行、中国輸出信用保険会社
	紡績品、アパレル、家具、靴、プラスチック製品、バッグ、玩具、石材、農産物、消費電子製品などの労働集約型製品輸出企業に対して、税金・費用低減、輸出における銀行側の貸付、輸出取引信用担保、安定した職場、就職の安定化、電気水道利用などの各種の政策を普遍的に恩恵を享受できるよう実施した上で、さらにサポートを強化する。
<b>8、主力大型対外貿易企業の難問解決に助力する。</b>	
担当部門	商務部が先頭を切り、工業と情報化部門、税関総署、税務総局、輸出入銀行、中国輸出信用保険会社

	<p>主力大型対外貿易企業リストを確定し、主力となる大型対外貿易企業及びその中心となる関連企業の需要を整理し、問題審査処理制度を確立し、生産経営上発生する矛盾問題の解決を推進する。輸出入の各段階においてサポートを与え、「一企一策」<sup>4</sup>にて十分なサービス提供をする。リスクコントロール可能であるという前提の下、主力大型対外貿易企業が輸出税金還付を更に加速させることに支援措置を検討する。</p>
<p><b>9、対外貿易のオンラインチャネルを開拓する。</b></p>	
担当部門	各地方人民政府、外交部、工業と情報化部門、財政部、商務部
	<p>「オンライン一國一展」<sup>5</sup>を推進し、能力、意欲がある地方政府、重点業界における協会がオンライン展示会を開催することを支持、奨励する。対外経済貿易発展特別プロジェクト資金を活用し、規定の範囲内で、中小貿易企業の市場開拓、オンライン・オフライン展示会の参加をサポートする。国内商業協会、海外駐在機構、海外中国投資企業協会の役割を活用し、積極的に外国商業協会と共に、輸出企業がより多くの海外バイヤーとのつながりを構築できるよう助力する。</p>
<p><b>10、通関の利便化水準を向上させる。</b></p>	
担当部門	税関総署

<sup>4</sup>「一企一策」とは、地方政府が一定の経済と社会発展の目標を実現するために、個別方式を採用し、企業ごとに差別化した特定政策を採用することを指す。

<sup>5</sup>「オンライン一國一展」とは、一國が一つの展示区として、オンラインで展示会を開催することを指す。

	<p>ポートにおけるビジネス環境を引き続き最適化し、貨物全体の通関時間の短縮化を継続して行う。輸出入段階におけるコンプライアンスコストの低減及び規範化を推進し、条件を満たすポートにおいて「一本化公開価格」で、ポートの料金徴収の透明性と他のポートとの比較余地を与える。輸出企業に技術貿易に係る措置のコンサルティングサービスを提供することを強化し、企業の海外市場開拓に助力する。油脂原料、肉類、乳製品の市場参入の拡大を推進し、輸入を促進し、市場の供給を保障する。</p>
<p><b>11、外国のビジネス人員の中国訪問の利便性を高める。</b></p>	
<p>担当部門</p>	<p>各地方人民政府、外交部、発展改革委員会、商務部、移民局、民用航空局</p>
	<p>疫病予防・抑止要求を厳格に実行した上で、「ファストパス」の設定について、引き続き関係国と相談し、対外貿易外資企業の重要商務、物流、生産と技術サービスにおける緊急需要人材の往来に利便性をもたらし、条件に合致し、中国で操業再開に携わる外国籍人員に対し、引き続き全面的に「ファストパス」を実行する。「ファストパス」の関連方法を参照し、「疫病予防・抑止の最優先した上で、外国籍人員の往来を確実に保証し、責任の所在の徹底、利便性を体現する」という原則に従い、来華し必然的な経済貿易、科学技術などの活動に従事する外国籍人員に対し、利便措置を手配を講ずる。地方と現地市場の仕入れ貿易方式を併せて、専用ルートを開設し、外商投資企業のその地方での買付けを利便化する。中国常駐の外商企業が迅速に中国都市に戻る手配を優先的に行う。疫病予防・抑止措置をしっかりと実行する前提の下、国内外国籍人員の往来を秩序よく回復させる。国務院の共同疫病予防・抑止メカニズムのアレンジによって、段階的に国際線旅客便のフライト数を増便させ、疫病予防・抑止に係る証明が完備された場合、中心的な投資由来地と</p>

	の民間航空のフライト数を適度に増便し、外国のビジネス人員の来中の利便性を向上させる。
<b>12、重点外資企業に金融サポートを与える。</b>	
担当部門	各地方人民政府、人民銀行、商務部、中国銀行保険監督管理委員会、輸出入銀行
	外資企業は、再貸付・再割引における1.5兆人民元の限度枠を内資と同等に適用可能。重点外資企業への金融サポートを強化し、輸出入銀行の5700億人民元相当規模を新規融資条件に合致した重点外資企業のサポートに積極的に用いることができる。各省、区、市の商務主管部門は管轄区内の重点外資企業の融資需要及び経営状況を把握し、重点外資企業の情報を銀行業金融機関と適時共有することで、各地の外資企業協会などの機関と銀行業金融機関の協力体制を強化し、「銀行と企業の相互リンク」の展開を推進する。銀行業金融機関は市場化の原則に従って、積極的に重点外資企業の融資需要を保障する。
<b>13、重点外資プロジェクトへのサポートサービスを強化する。</b>	
担当部門	各地方人民政府、財政部、商務部、中国銀行保険監督管理委員会、中国輸出信用保険会社
	全国範囲で投資額が1億米ドル以上の重点外資プロジェクトを整理し、リスト化する。前期、建設中及び生産等の段階において、内資・外資に差別なく、海域利用、土地利用、エネルギー消耗、環境保護等の面におけるサービスの保障を強化する。



<b>14、外資のより多いハイテク産業への投資を奨励する。</b>	
担当部門	科学技術部が先頭を切り、財政部、税務総局
	ハイテク企業の認定管理及びサービスの利便化を推進し、外商投資企業がハイテク企業認定を申請することに対するトレーニング及び宣伝解説を強化する。疫病予防・抑止などの緊急分野における企業に対する政策サービスを重点的に強化し、より多くの外商企業がハイテクと民生健康分野へ投資するよう誘致する。
<b>15、外商投資研究開発センターの優遇政策適用条件を緩和する。</b>	
	財政部が先頭に立って、商務部、税務総局
	科学技術イノベーションの輸入税収を支持する政策を適用する外商投資研究開発センターの専任研究及び R&D 人員数に対する条件を緩和し、外商企業の中国での研究開発センターへの投資、設立を奨励し、投資を誘導する。

### 【法規リンク】

「国務院弁公庁の対外貿易、外資をより安定させる作業についての意見」

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/12/content\\_5534361.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/12/content_5534361.htm)

## 民間ローン新規定の解説

### 【背景】

2020年8月20日、最高人民法院は「最高人民法院における民間ローンの審理案件に適用する法律の若干の問題に関する規定」を新たに改正すると発表した。(法釈〔2020〕6号、以下「民間ローンの新規」と呼ぶ)。関連内容については重大な修正が行われたが、その中でも民間のローン金利の保護上限の調整は、従来の規定と比較しても重要な変化であり、大衆の注目と話題を集めた件でもある。本稿では、その中の重要な条項を解説し、皆様のより良い理解と適用に助力したい。

### 【影響】

「民間ローン新規定」は、もとの24%と36%を基準とした「2線3区分」と固定金利で司法保護の上限を定めていた形式を変え、中国人民銀行より直接授権された全国銀行間の同業融資センターが毎月20日に発表する最優遇貸出金利(ローンプライムレート、LPR)の4倍を基準とし、事実上の「1線2区分」と変動利率形式で司法保護の上限を定め、貸付資格を取得していない貸付行為を主とする法人もしくは非法人または自然人が従事する民間ローン、高利転貸融資契約の効力問題に対して改善を行う。

今後民間ローン行為に全く従事できないわけではなく、持続的に「民間ローン新規定」の変化に気を付けながら、合法的な範囲内で従事していくことは可能である。

### 【主要内容】

#### 一、 ローン契約無効ととなる状況の調整

「民間ローン新規定」には、“法に則り貸付資格を取得していない貸付人が、営利を目的として社会の不特定の対象に貸付を提供する”という行為を民間ローン契約の無効とする状況の1つとして新たに追加しており、また「転貸」行為に対しても更なる規制を設けている。

#### 二、 民間ローンの金利を下げる司法保護の上限

「民間ローン新規定」は、民間貸付金利の司法保護の上限を、従来の年間利率24%と36%の2線3区分の基準から、中国人民銀行から授権された全国銀行間の同業融資センターによって毎月発行される最優遇

貸出金利（ローンプライムレート、LPR）の4倍に調整した。最新の LPR（3.85%）の4倍で計算すると、民間ローンにおける金利の司法保護上限は 15.4%で、従来の規定の 24%と 36%に比べて大幅に下がっている。

三、 約定なし状況下における資金専用費における年利率6%基準の廃止  
従来の規定によると、貸付期間金利と期限超過金利が約定されていない場合、貸付人は期限超過日から年利率6%で資金の占有期間の利息を主張することが可能であったが、現在の「民間ローン新規定」によると、貸付人は期限超過返済に当たる違約責任を負うように求めるのみとなり、年利6%の基準で資金の占用費を主張することができない。

#### 四、 「民間ローン新規定」の遡り適用について

「民間ローン新規定」第 32 条規定：“本規定の施行後、人民法院が新たに受理する一審の民間貸付に関する紛争は、この規定を適用する。2019 年8月 20 日以前に発生したローン行為については、原告が起訴した際の 1 年満期のローン市場の見積金利の 4 倍を参考とし、保護される金利の上限を定めることができる” として、2020 年8月 20 日を境に、すでに受理した案件については原則として従来の規定を適用し、新たに受理する案件については新規定が適用される。

2019 年8月 20 日から、従来の中国人民銀行のローン基準金利は廃止されていることを考慮すると、ローン行為が 2019 年8月 20 日以前に発生した場合でも、原告の起訴時の LPR4倍を参考に、金利の保護範囲上限を確定することができる。

#### 【法規リンク】

「最高人民法院 民間ローンの審理案件に適用する法律の若干の問題に関する規定」  
(法釈[2020]6号)

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-249031.html>

# 商務部発行のサービス貿易のイノベーション発展 の全面的改善の全体方案の関する通知

## 【背景】

中国がサービス貿易のイノベーション発展テストポイントを展開してからすでに5年近くになる。2016年、国務院は上海、海南など15の地域でのサービス貿易のイノベーション発展テストポイントの展開に許可し、試行期間は2年間としていた。2018年6月、国務院はこの試行をさらに続行することを許可し、範囲を北京、雄安新区など17の地区に拡大し、その期限は2年間としていた。8月11日、国務院は「サービス貿易のイノベーション発展テストポイントの全面改善同意における許可」を発表し、28の省、市（地域）でサービス貿易のイノベーション発展テストポイントを全面的に改善させる方針に合意した。8月14日、商務部は「サービス貿易のイノベーション全面的改善のテストポイント全体方案」（以下「方案」という）を発行し、対外開放の拡大、イノベーション発展モデルの模索、推進体系の健全化など8つの方面のテストポイントにおける任務を提出し、122項目の具体的な措置を打ち出した。今回の全面的な試行期間は3年間である。

## 【影響】

今年上半期、中国の輸出入総額`11`は前年同期比下落を背景に、旅行サービスを除いて、サービス貿易の輸出入の反動で2.1%増加し、巨大な外部ニーズと潜在的な成長の余白を示した。今回のサービス貿易のイノベーション発展テストポイントは数量、カバー面と開放分野においてさらに拡大され、安定した対外貿易、外商投資の安定に積極的な意義があるだけでなく、国内のサービス業の水準の向上にも有効で、人々の高品質な生活におけるニーズをより良く満たすことができると思われる。

## 【主要内容】

### 1. テストポイント

全面的な改善を行うテストポイントは、北京、天津、上海、重慶（涪陵区など21の市管轄区）、海南、大連、アモイ、青島、深セン、石家荘、長春、ハルビン、南京、杭州、合肥、済南、武漢、広州、成都、貴陽、昆明、西安、

ウルムチ、蘇州、威海と河北の雄安新区、貴州貴安新区、陝西西咸新区など 28 の省市(区域)である。

## 2. 方案の重要点

「方案」は、デジタル貿易の発展に力を入れ、デジタル貿易政策を完備させ、周到にそして慎重にデジタル貿易の監督管理を容認することで、デジタル貿易の管理と促進制度を模索するとしている。デジタル貿易による国内と国際における二重循環の相互促進によって新たな発展局面の構築を模索し、積極的に国家のデジタル貿易専門家によるワーキンググループのメカニズムを構築し、テストポイントのイノベーション発展のためにコンサルティング指導を提供する。

「方案」は、デジタル経済とデジタル貿易の発展にふさわしい柔軟な就業制度と政策の模索を要求している。ビザの利便化を推進する。海外の専門人材流動メカニズムを健全化し、外国籍のハイレベル人材がスムーズに来華し、イノベーション創業できるようなチャネルを作り上げる。デジタル技術、デジタルプラットフォームとデジタル貿易を十分に利用して、コロナ禍の影響を受けた人員の交流の代わりに、迅速でスムーズな技術的代替ソリューションを提供する。

「方案」は、デジタル技術の産業バリューチェーンとの協力体制と統合を推進することで、産業のデジタル化を推進し、製造業、サービス業の深層融合を促進し、生産性サービス業がサービスのアウトソーシングなどの方法を通じて、グローバルバリューチェーンに溶け込み、輸送物流、倉庫保管、研究開発、設計、検査測定テスト、メンテナンス、映像制作、国際決済、流通経路、展覧・展示、クロスボーダー・レンタルなどの新興サービス貿易を推進することを明確にしている。

更に「方案」では、条件に合致する香港・マカオ銀行業、保険業企業がテストポイントに支店を設立することを支持。京津冀<sup>6</sup>、長江デルタ、粵港澳大湾区及び中西部の条件を備えたテストポイントでデジタル人民元の使用を試行。旅行サービスの輸出入が集まっているテストポイントにて、新たに客足を運ぶ世界の主要な都市に直行する国際航路などの開設を示唆している。

---

<sup>6</sup> 「京津冀」とは、それぞれ「京」は北京市、「津」は天津市、そして「冀」は河北省の略称で、中国首都圏における三大行政区

【法規リンク】

「商務部発行のサービス貿易のイノベーション発展テストポイントの全面的改善の全体方  
案に関する通知」

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-08/14/content\\_5534759.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-08/14/content_5534759.htm)